

ID: 64

担当部署: 福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	大河原町障害者医療費の助成に関する条例施行規則 第10条		
例規番号	平成16年規則第10号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (受給者証の再交付)</p> <p>第10条 受給者は、受給者証を破損し又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、様式第8号の再交付申請書により町長に申請するものとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日